

# 温泉利用型健康増進施設

をご存じですか？

温泉利用型健康増進施設とは、厚生労働省が定める一定の基準により認定された**健康増進のための温泉利用及び運動を安全かつ適切に行うことのできる施設**のことをいいます。わかりやすく言えば「温泉の温浴施設」と「フィットネスジム」が両方備わった施設ということになります。

令和4年1月現在、全国で19箇所が認定されており、**私ども施設もそのひとつです！**



## 全国の「温泉利用型健康増進施設」では…

**温泉を利用した各種の入浴設備と運動設備**が総合的に整備されています。

運動施設:トレーニングジム・プールなど

入浴施設:かけ湯・全身浴・半身浴・寝湯・気泡浴(ジャグジー)熱気浴(サウナ)など

**温泉利用指導者資格を持ったスタッフ**が医師が作成した温泉療養指示書に従って入浴指導を行います。

また、**安全管理や応急処置、生活指導全般**も行います。

温泉療法の知識・経験を有する医師のいる**医療機関と連携**しています。

「温泉利用型健康増進施設」を一定の条件のもとに利用された場合、**施設までの往復交通費及び施設利用料金が、所得税の医療費控除の対象**となります。

詳しくは裏面を参照ください。

詳しくは連絡会ホームページをご参照ください。 <https://www.jph-ri.or.jp/onsen-nintei>



**温泉利用型健康増進施設連絡会**



温泉に入って  
医療費控除って  
どうすればよいの??

## ステップ 1

健康保険証をご持参の上、  
医師を訪ねて、相談します。

※医師とはかかりつけの医師(主治医)、また  
主治医から紹介される温泉療法医、施設  
が提携関係にある医師などを言います。



## ステップ 2

医師から「温泉療養指示書」を受け取ります。

※「指示書」には温泉入浴の方法や時間・回数などが記載されています。



## ステップ 3

温泉利用型健康増進施設を訪れ、  
温泉利用指導者(トレーナー)と面談をし、  
温泉入浴・運動プログラムについて相談します。



## ステップ 4

温泉利用指導者(トレーナー)の指示に従って、  
温泉療養を行います。

概ね1ヶ月の間に7日以上の利用が必要です。

## ステップ 5

プログラムが終了したら施設から「領収書」と  
「温泉療養報告書」を受け取り、再度、医師を訪問し  
「温泉療養証明書」を受領します。

※施設によっては「証明書」本通を手交され、その書類に医師から「終了証明」を受取る場合もあります。

確定申告の時期まで大切に保管しておいてください。



## ステップ 6

税務署へ確定申告を行います。  
確定申告用紙に「領収書」と  
「温泉療養証明書」を添付して申告します。

※確定申告に関するお問い合わせは、最寄りの税務署あてにお願いします。